

## 特別重点要求 ・ 重点要求 要求概要

事業名	法制度整備支援の強化			事業番号	
				担当府省	法務省
特別重点要求額 重点要求額等 (百万円)	特別重点要求額 又は重点要求額	特別重点要求又は 重点要求に係る 地方負担	同事業の 一般要求額	一般要求 に係る地方負担	事業規模
	21	0	0	0	21
過去の予算額 (当初：百万円)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 特別重点要求 重点要求 + 一般要求
	0	0	0	0	21
事業主体	国	該当する支出先	a.公益法人 b.独立行政法人等 c.地方 d.その他 ( )		
関連項目	iv. 重点要求				
日本再生戦略 該当箇所 (抜粋)	P44 IV. 2. (3) 世界における日本のプレゼンス（共存感）の強化  【日本再生に向けた改革工程表】P124 (3) 世界における日本のプレゼンス（共存感）の強化 6. 途上国における法制度整備 インクルーシブな成長の基礎となる法制度整備支援（専門家派遣、 研修等による人材育成と法制度構築・運用支援）				
事業の内容	後発開発途上国等に対し、各国の法制の調査・研究等を行うことにより、その問題点と解決策を見出し、アジア諸国の法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与するため、支援対象国へ専門家を派遣して各国の法制に関する実態調査を実施するとともに、支援対象国との共同調査研究のために支援対象国の専門家を招へいし協議会・研究会を開催するものである。				
事業の目的 ・効果	後発開発途上国等に対し、各国の法制の調査・研究等を行うことにより、その問題点と解決策を見出し、アジア諸国の法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与することで、アジアを中心とする開発途上国の経済発展や我が国の経済的発展を含むアジア経済圏の持続的経済発展を図るとともに、アジア諸国との間における国家間のつながりを深め、アジア地域における我が国のプレゼンスの向上を図るものである。				
需要・雇用 創出効果	法的基盤が整備されることにより、後発開発途上国等の支援対象国への本邦企業の進出を促すとともに、支援対象国企業と取引を行う本邦企業の一助になり、我が国の経済的発展に大きく寄与するものである。				
関連・類似の H25年度特別重点 要求項目・額又は 重点要求項目・ 額及びそれぞれと 一般要求との 関係・役割分担					

<p>事業の新規性、 見直し内容</p>	<p>我が国の法制度整備支援は、従来、計画経済体制から市場経済体制へ移行しようとする開発途上国を中心に行ってきたところ、本事業は、後発開発途上国等に対し、国家の立て直しを図る観点から実施するもので、各国の法制の調査・研究等を行うことにより、その問題点と解決策を見出すものである。こうした支援によって、アジア諸国の法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与することとなり、そのことが、アジアを中心とする開発途上国の経済発展や我が国の経済的発展を含むアジア経済圏の持続的発展を図るとともに、アジア地域における我が国のプレゼンスの向上をもたらすものである。よって、本事業は、国と国との結びつきを強化して、我が国がアジア地域の安定を図り、同地域経済の活性化に繋げるという理念に基づき、開発途上国支援に積極的に貢献する施策であり、新規事業である。</p>
<p>関連する 財政投融资、 税制改正、 規制改革、 制度金融等の施策</p>	
<p>備考</p>	